

平成二十一年三月一日

青森県教育委員会第七百二十二回定例会

期 日 平成二十一年三月一日（日）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

一 開 会

二 報 告

報告第一号 議案に対する意見について

1

二 議 案

議案第一号 公立幼稚園の廃止の認可について

67

議案第二号 学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則案

68

議案第三号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案

70

議案第四号 青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について
（非公開の会議）

議案第五号 学校職員の人事について
（非公開の会議）

議案第六号 学校職員の人事について
（非公開の会議）

三 その他

職員の懲戒処分の状況について

四 閉会

議案に対する意見について

知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 一 平成二十一年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）
- 二 青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 三 青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案
- 四 青森県三内丸山遺跡保存・活用基金条例の一部を改正する条例案
- 五 平成二十年度青森県一般会計補正予算（第三号）案（教育委員会所管分）
- 六 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 七 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 八 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 九 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

青森県教育委員会

委員長 川村 恒儀 殿

青森県知事 三村 申吾

議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、県議会第257回定例会に提案予定の下記議案について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 平成21年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）
- 2 青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 3 青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案
- 4 青森県三内丸山遺跡保存・活用基金条例の一部を改正する条例案
- 5 平成20年度青森県一般会計補正予算（第3号）案（教育委員会所管分）

平成21年2月18日

青森県知事 三村申吾 殿

青森県教育委員会

委員長 川村恒儀

議案に対する意見について

平成21年2月16日付け青財第243号で意見を求められた下記議案については、原案に同意します。

記

- 1 平成21年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）
- 2 青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 3 青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案
- 4 青森県三内丸山遺跡保存・活用基金条例の一部を改正する条例案
- 5 平成20年度青森県一般会計補正予算（第3号）案（教育委員会所管分）

青人親第68号
平成21年2月10日

青森県教育委員会
委員長 川村 恒儀 殿

青森県知事 三村 申 吾

「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」、「職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案」、「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」及び「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」について

このことについて、別添のとおり制定したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

青教職親 第171号
平成21年2月19日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

青森県教育委員会
委員長 川村 恒儀

「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」、「職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案」、「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」及び「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」について

平成21年2月10日付け青人親第68号で意見を求められた標記議案については、
原案に同意します。

平成21年度当初予算総括表

教育費 項目別内訳

(単位：千円)

科 目	平成20年度 当初予算額	平成21年度 当初予算額	財 源 内 訳				増 減 (20-21)
			国庫支出金	県 債	そ の 他	一般財源	
1項 教育総務費	5,684,455	5,618,192	1,235,271		162,712	4,220,209	△48,263
1 教育委員会費	3,702	3,742				3,742	40
2 事務局費	32,113	30,758	2,200			28,558	△1,355
3 教育行政費	3,823,892	3,763,460	1,108,687		11,473	2,643,300	△60,432
4 教職員人事費	231,737	217,951			76,800	141,151	△13,786
5 教育指導費	400,358	437,831	124,334		63,720	249,727	37,473
6 総合学校教育センター費	224,115	212,881			375	212,506	△11,234
7 恩給及び退職年金費	150,049	137,313				137,313	△12,736
8 財産管理費	798,489	814,256			10,344	803,912	15,767
2項 小学校費	54,576,535	53,287,094	13,396,298	1,000,000		38,890,796	△1,289,441
3項 中学校費	31,331,203	31,007,708	7,829,643	500,000	376	22,677,887	△323,497
4項 高等学校費	38,486,056	37,461,973	288,813	2,157,000	4,640,475	30,375,885	△1,024,083
1 高等学校総務費	32,789,975	32,327,446		1,100,000	2,568,322	28,659,123	△462,530
2 高等学校管理費	2,419,402	2,398,767	300		1,297,302	1,101,165	△20,635
3 教育振興費	638,079	621,141	84,567	105,000		431,574	△16,938
4 学校建設費	2,638,600	2,114,620	203,946	952,000	774,851	183,823	△523,980
5項 特別支援学校費	11,196,044	11,617,868	2,032,102	537,000	14,775	9,034,092	421,925
6項 社会教育費	3,255,219	3,525,069	234,442		694,192	2,596,435	269,850
1 社会教育振興費	2,029,153	2,009,855	159,890			1,849,965	△19,298
2 文化財保護費	756,212	1,053,558	74,100		644,943	334,515	297,346
3 図書館費	201,486	207,995			40,875	167,120	6,509
4 郷土館費	89,609	89,982			6,031	83,951	373
5 少年自然の家費	71,331	54,259				54,259	△17,072
6 総合社会教育センター費	107,428	109,420	452		2,343	106,625	1,992
7項 保健体育費	1,650,683	1,646,062	26,364		184,911	1,436,787	△2,591
1 保健給食振興費	659,797	644,731	12,726		161,025	470,990	△15,066
2 体育振興費	990,886	1,003,331	13,638		23,886	955,807	12,475
10款 教育費 A	146,160,165	144,166,065	25,042,933	4,194,000	5,697,441	109,231,691	△1,994,100
11款 災害復旧費 B							
教育委員会計 (A+B)	146,160,165	144,166,065	25,042,933	4,194,000	5,697,441	109,231,691	△1,994,100
県一般会計 C	707,890,000	681,200,000					△16,690,000
(A+B)/C %	20.6%	20.8%					0.2%

※上記のほかの10款教育費としては、1項9目学事振興費がある。

学事振興費	5,407,240	5,273,152	746,800		215	4,526,337	△134,088
10款 教育費 計 D	151,567,405	149,439,217	25,789,733	4,194,000	5,697,656	113,758,028	△2,128,188
D/C %	21.4%	21.6%					0.2%

青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案
 青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案
 青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案

平成二十一年二月二十日提出

青森県知事 三村 申 吾

青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「掲げる事務」の下に「並びに教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二條第二項の規定による更新講習修了確認、同条第三項第三号の規定による確認、同条第四項の規定による修了確認期限の延期及び同条第五項の規定による認定に関する事務」を加え、同条第一号中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 法第九条の二第一項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新及び同条第五項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長に関する事務

別表第一号中「第十六条の二第一項」を「第二項若しくは第十六条の二第一項若しくは第二項」に、「第五条第二項」を「第五条第三項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同表第二号中「第二項若しくは第五項」を「第三項若しくは第六項」に改め、同表中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 法第九条の二第一項の規定 教育職員免許状 による普通免許状又は特別免 有効期間更新申	三千三百円
---	-------

別表に次のように加える。

<p>許状の有効期間の更新を受け 請手数料</p>	
<p>五 法第九条の二第五項の規定 教育職員免許状 による普通免許状又は特別免 許状の有効期間の延長を受け ようとする者 請手数料</p>	<p>千七百円</p>

<p>八 改正法附則第二条第二項の 教育職員免許状 更新講習修了確認 又は同条第三項第三号の規定 による確認を受けようとする 者</p>	<p>三千三百円</p>
<p>九 改正法附則第二条第四項の 教育職員免許状 更新講習修了確認期限の延 期を受けようとする者</p>	<p>千七百円</p>
<p>十 改正法附則第二条第五項の 教育職員免許状 更新講習受講免 除認定申請手数 料</p>	<p>三千三百円</p>

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。



提案理由

教育職員免許状有効期間更新申請手数料等を徴収するため提案するものである。

新 条 文

旧 条 文

(趣旨)

第一条 この条例は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号。以下「法」という。）の規定による次に掲げる事務並びに教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項の規定による更新講習修了確認、同条第三項第三号の規定による確認、同条第四項の規定による修了確認期限の延期及び同条第五項の規定による認定に関する事務に係る手数料の徴収に關し必要な事項を定めるものとする。

一 法第五條第七項の規定による教育職員の免許状の授与に關する事務

二、三 (略)

四 法第九條の二第一項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新及び同条第五項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長に關する事務

五 法第十五條の規定による教育職員の免許状の書換え及び再交付に關する事務

六 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第三十六條第一項第二号の規定による免許法認定講習（以下「免許法認定講習」という。）に關する事務

別表（第二条関係）

手数料を納入すべき者	手数料		
	名称	区分	金額
一 法第五條第一項若しくは第二項若しくは第十六條の二第一項若しくは	教育職員免許状授与手数料	普通免許状	三千三百円
		特別免許状	三千三百円

(趣旨)

第一条 この条例は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号。以下「法」という。）の規定による次に掲げる事務に係る手数料の徴収に關し必要な事項を定めるものとする。

一 法第五條第六項の規定による教育職員の免許状の授与に關する事務

二、三 (略)

(新設)

四 法第十五條の規定による教育職員の免許状の書換え及び再交付に關する事務

五 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第三十六條第一項第二号の規定による免許法認定講習（以下「免許法認定講習」という。）に關する事務

別表（第二条関係）

手数料を納入すべき者	手数料		
	名称	区分	金額
一 法第五條第一項若しくは第十六條の二第一項の規定による普通免許状	教育職員免許状授与手数料	普通免許状	三千三百円
		特別免許状	三千三百円

六	法第十五条の規	教育職員免許書換え	八百七十円	二 法第五条第一項、第三項若しくは第六項又は第五条の二第三項の規定による教育職員検定を受けようとする者	臨時免許状	千七百円
				三 (略)		
				四 法第九条の二第一項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとする者		
				五 法第九条の二第五項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を受けようとする者		
				教育職員免許手数料		
				教育職員免許状有効期間更新申請手数料		
				教育職員免許状有効期間延長申請手数料		
				千七百円		
				三千三百円		
				千七百円		
四	法第十五条の規	教育職員免許書換え	八百七十円	二 法第五条第一項、第二項若しくは第五項又は第五条の二第三項の規定による教育職員検定を受けようとする者	臨時免許状	千七百円
				三 (略)		
				(新設)		
				(新設)		
				教育職員検定手数料		
				千七百円		

<p>定による教育職員 の免許状の書換え 又は再交付を受け ようとする者</p>	<p>七 免許法認定講習 を受講しようとする 者</p>	<p>八 改正法附則第二 条第二項の規定に よる更新講習修了 確認又は同条第三 項第三号の規定に よる確認を受けよ うとする者</p>	<p>九 改正法附則第二 条第四項の規定に よる修了確認期限 の延期を受けよう とする者</p>	<p>十 改正法附則第二 条第五項の規定に よる認定を受けよ うとする者</p>	<p>状書換え再交 付手数料</p>	<p>教育職員免許 法認定講習受 講手数料</p>	<p>教育職員免許 状更新講習修 了確認申請手 数料</p>	<p>教育職員免許 状更新講習修 了確認期限延 期申請手数料</p>	<p>教育職員免許 状更新講習受 講免除認定申 請手数料</p>	<p>再交付</p>					<p>千 百 円</p>	<p>一 単 位 に つ き 六 百 十 円</p>	<p>三 千 三 百 円</p>	<p>千 七 百 円</p>	<p>三 千 三 百 円</p>
<p>定による教育職員 の免許状の書換え 又は再交付を受け ようとする者</p>	<p>五 免許法認定講習 を受講しようとする 者</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>状書換え再交 付手数料</p>	<p>教育職員免許 法認定講習受 講手数料</p>				<p>再交付</p>					<p>千 百 円</p>	<p>一 単 位 に つ き 六 百 十 円</p>			

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十一年二月二十日提出

青森県知事 三村 申 吾

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「三、一七五人」を「三、一五四人」に、「二九四人」を「二八六八

人」に、「三、四九〇人」を「三、四四六人」に、「五、八三三人」を「五、六八一

人」に、「三、八七二人」を「三、六五七人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

提案理由

学校職員の定数を改めるため提案するものである。

青森県学校職員定数条例 新旧対照表

新 条 文		旧 条 文	
1 略		1 略	
区 分	定 数	区 分	定 数
県立高等学校の職員(全日制の課程)	三、一五四人	県立高等学校の職員(全日制の課程)	三、一七五人
県立高等学校の職員(通信制の課程)	二四人	県立高等学校の職員(通信制の課程)	二四人
県立高等学校の職員(定時制の課程)	一八人	県立高等学校の職員(定時制の課程)	一九四人
県立特別支援学校の職員	一、二六人	県立特別支援学校の職員	一、二六人
中学校の職員	三、四四六人	中学校の職員	三、四九〇人
小学校の職員	五、六〇一人	小学校の職員	五、八三九人
合 計	一三、六五七人	合 計	一三、八七三人

新 条 文		旧 条 文	
1 略		1 略	
区 分	定 数	区 分	定 数
県立高等学校の職員(全日制の課程)	三、一七五人	県立高等学校の職員(全日制の課程)	三、一七五人
県立高等学校の職員(通信制の課程)	二四人	県立高等学校の職員(通信制の課程)	二四人
県立高等学校の職員(定時制の課程)	一九四人	県立特別支援学校の職員	一、二六人
県立特別支援学校の職員	一、二六人	中学校の職員	三、四九〇人
中学校の職員	三、四四六人	小学校の職員	五、八三九人
小学校の職員	五、六〇一人	合 計	一三、八七三人
合 計	一三、六五七人		

青森県三内丸山遺跡保存・活用基金条例の一部を改正する条例案

青森県三内丸山遺跡保存・活用基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十一年二月二十日提出

青森県知事 三村 申吾

青森県三内丸山遺跡保存・活用基金条例の一部を改正する条例

青森県三内丸山遺跡保存・活用基金条例（平成七年七月青森県条例第十八号）の

部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（積立額）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条の見出しを「（基金の処分）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

基金は、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限る、これを処分することができる。

第四条第二項を削り、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入

するものとする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

提案理由

三内丸山遺跡の保存及び活用を図るための事業に要する経費の財源として基金を処分することができることとするため提案するものである。

改 正 案	理 行
<p>(積立額)</p> <p>第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰入するものとする。</p> <p>(基金の処分)</p> <p>第五条 基金は、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限る、これを処分することができる。</p> <p>一 四 略</p> <p>第六条・第七条 略</p>	<p>(基金の額)</p> <p>第二条 基金の額は、三十億円とする。</p> <p>2 必要があるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。</p> <p>3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。</p> <p>(運用益金)</p> <p>第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、次に掲げる事業に要する経費に充てるものとする。</p> <p>一 四 略</p> <p>2 基金の運用から生ずる収益の額が前項各号に掲げる事業に要する経費の総額を越えるときは、その超える金額を一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰入するものとする。</p> <p>第五条・第六条 略</p>

平成20年度2月補正予算（補正第3号）総括表

教育費 項目別内訳

(単位：千円)

科 目	本 年 度 現 計 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 予 算 の 財 源 内 訳				補 正 後 の 予 算 額
			国庫支出金	県 債	そ の 他	一般財源	
1項 教育総務費	5,890,982	1,224,018	1,174,016			50,000	6,914,998
1 教育委員会費	3,702						3,702
2 事務局費	32,113						32,113
3 教育行政費	3,833,771	1,224,016	1,174,016			50,000	5,057,787
4 教職員人事費	231,737						231,737
5 教育指導費	412,495						412,495
6 総合学校教育センター費	224,115						224,115
7 恩給及び退職年金費	150,049						150,049
8 財産管理費	803,000						803,000
2項 小学校費	54,499,561						54,499,561
3項 中学校費	31,356,439						31,356,439
4項 高等学校費	38,602,540	894,014	803,000			91,014	39,496,554
1 高等学校総務費	32,780,115						32,780,115
2 高等学校管理費	2,545,746						2,545,746
3 教育振興費	638,079						638,079
4 学校建設費	2,638,600	894,014	803,000			91,014	3,532,614
5項 特別支援学校費	11,157,128						11,157,128
6項 社会教育費	3,122,875						3,122,875
1 社会教育振興費	1,897,409						1,897,409
2 文化財保護費	756,212						756,212
3 図書館費	201,486						201,486
4 郷土館費	89,609						89,609
5 少年自然の家費	70,831						70,831
6 総合社会教育センター費	107,428						107,428
7項 保健体育費	1,687,743						1,687,743
1 保健給食振興費	694,827						694,827
2 体育振興費	992,916						992,916
10款 教育費 A	146,117,366	2,118,030	1,977,016			141,014	148,235,386
11款 災害復旧費 B							
教育委員会計 (A+B)	146,117,366	2,118,030	1,977,016			141,014	148,235,386
県一般会計 C	710,119,076	26,830,458					736,949,534
(A+B) / C %	20.6%	7.9%					20.1%

※上記のほかの10款教育費としては、1項9目学事振興費がある。

学事振興費	5,407,240						5,407,240
10款 教育費 計 D	151,524,606	2,118,030	1,977,016			141,014	153,642,636
D / C %	21.3%	7.9%					20.8%

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十一年二月二十日提出

青森県知事 三村 申吾

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第七条の三第一項中「五年以内の」を「十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の」に改め、同項第一号中「三十万六千九百円」を「四十一万九百円」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 三万円

第十一条の二第一項中「第五条の二」を「第六条」に改め、同条第二項中「百分の二十五をこえない」を「百分の十二を超えない」に改める。

第十一条の三第一項中「（当該異動又は公署の移転の日から起算して三年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、更に三年以内の期間）」を削り、「百分の六」を「百分の二」に改める。

第十一条の四第三項中「百分の二十五をこえない」を「百分の十二を超えない」に改める。

第十一条の五第一項中「（当該異動又は学校等の移転の日から起算して三年を経過する際省令で定める基準に従い人事委員会規則で定める条件に該当する者にあつては、更に三年以内の期間）」を削り、「百分の四」を「百分の二」に改める。

第十二条、第十七条第一項、第十九条第五項及び第十九条の四第三項中「給料の月額」を「給料月額」に改める。

第十九条の六第二項中「二万二百円」を「一万五千九百円」に改める。

第十九条の七第一項中「教頭（市町村立の高等学校にあつては、定時制の課程に関する校務を整理するものに限る。）」を削り、「その者の給料月額に百分の十に相当する額」を「月額一万二千六百円」に改める。

第十九条の八第一項中「校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る）」及び「及び」及び「定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに」を削り、「その者の給料月額に百分の十（管理職手当を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、百分の八を超えない範囲内において任命権者がそれぞれ定める割合）を乗じて得た額の」を「月額一万二千六百円を超えない範囲内において、」に改める。

第十九条の九第二項中「前項の職員の受ける給料月額に、百分の八以内」を「一万二千六百円を超えない範囲内」に改め、「支給割合を乗じて得た」を削る。

別表第四のイの備考（一）中「淋瀝癩疹」の次に「疥癬癩疹」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三月青森県条例第

九号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項を次のように改める。

12 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与に関する条例第十九条第五項（給与条例第十九条の四第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与条例第十九条第五項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十

八年三月青森県条例第九号) 附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の研究員の採用等に関する条例の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「第七條」を「第七條の二」に改める。

- 1 任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十八号)
- 2 任期付職員の研究員の採用等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第八十八号)

第五條第一項

(職員の仕事時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 4 職員の仕事時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條第三項中「給料の月額」を「給料月額」に改める。

(職員の仕事時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 5 職員の仕事時間、休暇等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十八條の表第十九條第四項の項及び第十九條第五項及び第十九條の四第三項の項中「給料の月額」を「給料月額」に改め、同表第十九條第五項の項を削る。

第二十五條中「給料の月額」を「給料月額」に改める。

(職員の仕事時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 6 次に掲げる条例の規定中「給料の月額」を「給料月額」に、「管理職手当、地域手当」を「地域手当並びに管理職手当、初任給調整手当、職務教育等教員特別手当」に、「及び農林漁業普及指導手当、初任給調整手当、職務教育等教員特別手当並びに」を「農林漁業普及指導手当及び」に改める。

1 職員の仕事時間、休暇等に関する条例(平成十七年三月青森県条例第一号) 第三條

第一項

二 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年三月青森県条例第二号）第三

条第一項

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正）

7 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和四十六年十二月

青森県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第十九条の七、第十九条の八」を削る。

提案理由

平成二十年十月九日付けの青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勘
告に基づき職員の初任給調整手当の額を改定し、給料の調整額の廃止、初任給調整手当
に係る支給対象職員の範囲の拡大並びに特勤勤務手当及びこれに準ずる手当、へき地手
当及びこれに準ずる手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手
当並びに農林漁業普及指導手当の支給限度額の改定等を行う等のため提案するものであ
る。

○ 職員の給与に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第七條 削除</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第七條の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充</p>	<p>(給料の調整額)</p> <p>第七條 人事委員会は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。</p> <p>2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の百分の二十五をこえてはならない。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第七條の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの</p>

充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの

月額 四十一万九百円

二 (略)

三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの

月額 三万円

四 前三号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの

月額 二千五百円

2 (略)

3 (略)

(特地勤務手当等)

第十一条の二 へき地その他の生活の著しく不便な地に所在する公署(小学校及び中学校並びに学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第六条に規定する施設(以下「共同調理場」という。)を除く。)として人事委員会規則で定めるもの(以下「特地公署」という。)に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額の百分の十二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。

月額 三十万六千九百円

二 (略)

三 前二号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの

月額 二千五百円

2 (略)

3 (略)

(特地勤務手当等)

第十一条の二 へき地その他の生活の著しく不便な地に所在する公署(小学校及び中学校並びに学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設(以下「共同調理場」という。)を除く。)として人事委員会規則で定めるもの(以下「特地公署」という。)に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額の百分の十二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。

において「学校等」という。一が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等で省令に定める基準に従い人事委員会規則で指定するものに該当するときは、当該職員には、省令で定める基準に従い人事委員会規則で定めるところにより、当該異動又は学校等の移転の日から三年以内の期間、給料及び扶養手当の月額合計額の百分の二を超えない範囲内の月額へのき地手当に準ずる手当を支給する。

2 (略)

(給与の減額)

第十二条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第九条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第十条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第九条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第十条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他

において「学校等」という。一が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等で省令に定める基準に従い人事委員会規則で指定するものに該当するときは、当該職員には、省令で定める基準に従い人事委員会規則で定めるところにより、当該異動又は学校等の移転の日から三年以内の期間(当該異動又は学校等の移転の日から起算して三年を経過する際省令で定める基準に従い人事委員会規則で定める条件に該当する者にあつては、更に三年以内の期間)、給料及び扶養手当の月額合計額の百分の四を超えない範囲内の月額へのき地手当に準ずる手当を支給する。

2 (略)

(給与の減額)

第十二条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第九条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第十条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第九条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第十条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他

その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない一時間につき、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

〔勤務一時間当たりの給与額〕

第十七条 第十三条、第十四条及び第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料月額及び次に掲げる給与の月額（地域手当、特勤手当及びへき地手当の月額については、給料月額に対する地域手当、特勤手当及びへき地手当の月額とする。）の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

一〇九（略）

2（略）

〔期末手当〕

第十九条（略）

一〇四（略）

三〇四（略）

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び

その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない一時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

〔勤務一時間当たりの給与額〕

第十七条 第十三条、第十四条及び第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び次に掲げる給与の月額（地域手当、特勤手当及びへき地手当の月額については、給料の月額に対する地域手当、特勤手当及びへき地手当の月額とする。）の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

一〇九（略）

2（略）

〔期末手当〕

第十九条（略）

一〇四（略）

三〇四（略）

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び

責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を第二項の期末手当基礎額とする。

6 (略)

(勤勉手当)

第十九条の四 (略)

2 (略)

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4、5 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第十九条の六 (略)

2 義務教育等教員特別手当の月額は、一万五千九百円を超えない範囲内

び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を第二項の期末手当基礎額とする。

6 (略)

(勤勉手当)

第十九条の四 (略)

2 (略)

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4、5 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第十九条の六 (略)

2 義務教育等教員特別手当の月額は、二万二百円を超えない範囲内で、

で、職務の級及び号給(再任用職員にあつては、職務の級の別に応じて人事委員会規則で定める。

355 (略)

(産業教育手当)

第十九条の七 農業、水産、工業又は電波に関する課程を置く県立の高等学校又は市町村立の高等学校(夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課程」という。))を置くものに限る。(一)の教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員に限る。)(市町村立の高等学校にあつては、定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員に限る。))に限る。(二)で、高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)附則第二項の規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工業実習を担当する教諭の職にあることができる者を含む。))が、当該農業、水産、工業又は電波に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目を主として担任する場合には、その者に対し、月額一万二千六百円を超えない範囲内において、産業教育手当を支給する。

2 (略)

職務の級及び号給(再任用職員にあつては、職務の級の別に応じて、人事委員会規則で定める。

355 (略)

(産業教育手当)

第十九条の七 農業、水産、工業又は電波に関する課程を置く県立の高等学校又は市町村立の高等学校(夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課程」という。))を置くものに限る。(一)の教諭(市町村立の高等学校にあつては、定時制の課程に関する校務を整理するものに限る。)、教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員に限る。)(市町村立の高等学校にあつては、定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員に限る。))に限る。(二)で、高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)附則第二項の規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工業実習を担当する教諭の職にあることができる者を含む。))が、当該農業、水産、工業又は電波に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目を主として担任する場合には、その者に対し、その者の給料月額百分の十に相当する額を超えない範囲内において、産業教育手当を支給する。

3 (略)

(定時制通信教育手当)

第十九条の八 県立の高等学校又は市町村立の高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの教員(本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員に限る。))及び人事委員会規則で定める実習助手に限る。)には、月額一万二千六百円を超えない範囲内において定時制通信教育手当を支給する。

2 (略)

(農林漁業普及指導手当)

第十九条の九 (略)

2 農林漁業普及指導手当の月額は、一万二千六百円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

2 (略)

3 (略)

(定時制通信教育手当)

第十九条の八 県立の高等学校又は市町村立の高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。))及び教員(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員に限る。))及び人事委員会規則で定める実習助手に限る。)には、その者の給料月額に百分の十(管理職手当を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、百分の八を超えない範囲内において任命権者がそれぞれ定める割合)を乗じて得た額の定時制通信教育手当を支給する。

2 (略)

(農林漁業普及指導手当)

第十九条の九 (略)

2 農林漁業普及指導手当の月額は、前項の職員の受ける給料月額に、百分の八以内において人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

別表第四 (第三条関係)

イ 教育職給料表(一)
表 略

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、兼護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則 (平成一八年条例第九号)

- 12 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第十九条第五項(給与条例第十九条の四第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与条例第十九条第五項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三月青森県条例第九号)附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」とする。

別表第四 (第三条関係)

イ 教育職給料表(一)
表 略

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、兼護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則 (平成一八年条例第九号)

- 12 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第七條第二項、第十九条第五項(給与条例第十九条の四第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第十九条の七第一項、第十九条の八第一項及び第十九条の九第二項の規定の適用については、給与条例第七條第二項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三月青森県条例第九号。以下「平成十八年改正条例」という。附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第七條の二第二項、第十九条第五項、第十九条の七第一項、第十九条の八第一項及び第十九条の九第二項中「給料月額」とあるのは「

給料月額と平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」とする。

職員の特例に関する条例の一部を改正する条例案

職員の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十一年二月二十日提出

青森県知事 三村 申 彦

職員の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の特例に関する条例（平成十四年三月青森県条例第五十三号）の一部を

次のように改正する。

第二条の見出し中「職員」を削り、同条中「平成十六年四月一日から平成二十一

年三月三十一日」を「平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日」に、「

おける職員」を「おける給与条例第七条の二第一項に規定する職にある職員（知事が

定める職員を除く。）」に改め、「百分の三を超えない範囲内で知事が定める割合（

給与条例第七条の二第一項に規定する職にある職員（知事が定める職員を除く。以下

「管理職員」という。）にあつては、」を削り、「百分の四から百分の六」を「百分

の三から百分の五」に、「割合」を「割合」に、「減じた額（給与条例別表第四」

を「減じた額（同表」に、「額等」を「額」に、「となる職員」を「となる当該職員

」に改め、同条第一号中「第十五条第三項又は」を「第十五条第三項」に、「第二

十五条の規定による勤務しない一時間につき減額する額の算出の基礎となる地域手当

の月額並びに」を「第二十五条、」に改め、「管理職手当、」及び「産業教育手当

、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに人事委員会規則で定める手当

のうち知事が定める手当」を削り、同条中第二号から第五号までを削り、第六号を第

二号とする。

第三条を削る。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間における職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）第三条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員（知事が定める職員を除く。以下「職員」という。）の給料月額については、改正前の職員の給与の特例に関する条例第二条の規定は、なおその効力を有する。

3 平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間における職員の給与に関する条例第七条の二第一項に規定する職にある職員（知事が定める職員を除く。）の管理職手当の額については、改正前の職員の給与の特例に関する条例第三条及び附則第二項の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における職員の給与の特例を定めるため提案するものである。

○職員給与の特例に関する条例新旧対照表

改 正 案

(給料月額の特例)

第二条 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における給与条例第七条の二第一項に規定する職にある職員(知事が定める職員を除く。)の給料月額は、給与条例第三条から第四条の二までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額(給与条例別表第四のイの備考(二)又はロの備考(二)の規定の適用を受ける職員にあっては、同表のイの備考(二)又はロの備考(二)の規定の適用がないものとした場合の給与条例第三条から第四条の二までの規定による給料月額)から当該給料月額にその職の職制上の段階を考慮して知事が定める区分に応じて百分の三から百分の五までの範囲内で知事が定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額(同表のイの備考(二)又はロの備考(二)の規定の適用を受ける職員にあっては、当該減じた額に同表のイの備考(二)又はロの備考(二)の規定により加算されることとなる額を加算した額)とする。ただし、次に掲げる手当の額の算出の基礎となる当該職員の給料月額は、給与条例第三条から第四条の二までの規定による給料月額とする。

- 一 給与条例の規定による手当の額(給与条例第十二条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)第十五条第三項、職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例

現 行

(職員の給料月額の特例)

第二条 平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間における職員の給料月額は、給与条例第三条から第四条の二までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額(給与条例別表第四のイの備考(二)又はロの備考(二)の規定の適用を受ける職員にあっては、同表のイの備考(二)又はロの備考(二)の規定の適用がないものとした場合の給与条例第三条から第四条の二までの規定による給料月額)から当該給料月額に百分の三を超えない範囲内で知事が定める割合(給与条例第七条の二第一項に規定する職にある職員(知事が定める職員を除く。以下「管理職員」という。)にあっては、その職の職制上の段階を考慮して知事が定める区分に応じて百分の四から百分の六までの範囲内で知事が定める割合)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額(給与条例別表第四のイの備考(二)又はロの備考(二)の規定の適用を受ける職員にあっては、当該減じた額に同表のイの備考(二)又はロの備考(二)の規定により加算されることとなる額を加算した額)とする。ただし、次に掲げる手当の額等の算出の基礎となる職員の給料月額は、給与条例第三条から第四条の二までの規定による給料月額とする。

- 一 給与条例の規定による手当の額(給与条例第十二条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)第十五条第三項又は職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例

五号)第二十五条、職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年三月青森県条例第一号)第三条第一項又は職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年三月青森県条例第二号)第三条第一項の規定による勤務しない一時間につき減額する額の算出の基礎となる地域手当の月額を除く。)

二 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号)の規定による退職手当の額

第五号)第二十五条の規定による勤務しない一時間につき減額する額の算出の基礎となる地域手当の月額並びに職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年三月青森県条例第一号)第三条第一項又は職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年三月青森県条例第二号)第三条第一項の規定による勤務しない一時間につき減額する額の算出の基礎となる管理職手当、地域手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに人事委員会規則で定める手当のうち知事が定める手当の月額を除く。)

二 給与条例第七条の規定による給料の調整額

三 給与条例第十七条第一項の規定による勤務一時間当たりの給与額

四 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和四十六年十二月青森県条例第四十九号)第三条第一項の規定による教職調整額

五 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十九号)の規定による特殊勤務手当の額(職員の高齢者部分休業に関する条例第三条第一項又は職員の高齢者部分休業に関する条例第三条第一項の規定による勤務しない一時間につき減額する額の算出の基礎となる知事が定める特殊勤務手当の月額を除く。)

六 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号)の規定による退職手当の額

(管理職員の管理職手当の額の特例)

第三条 平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間における管理職員の管理職手当の額は、給与条例第七条の二第二項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該額に百分の五を乗じて得た額

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額を減じた額とする。ただし、給与条例第九条の二及び第九条の三の規定による地域手当の月額の算出の基礎となる管理職員の管理職手当の額は、給与条例第七条の二第二項の規定による額とする。）

附則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三月青森県条例第九号）附則第十五項の規定による地域手当を支給される職員に関する第三条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「第九条の三」とあるのは、「第九条の三並びに職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三月青森県条例第九号）附則第十五項」とする。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十一年二月二十日提出

青森県知事 三村 申 吾

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の二

部を次のように改正する。

第一条の二第二項第一号中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加え、同項第二号中「第五条の三」を「第七条」に、「第五条の二」を「第六条」に改める。

第二条第三号を次のように改める。

三 福祉業務手当

第二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを削り、第十号を第六号とし、第十一号を削り、第十二号を第七号とし、第十三号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 放射線取扱手当

十 食肉衛生検査手当

第二条中第十四号を第十一号とし、第十五号を第十二号とし、第十六号を第十三号とし、第十七号を削り、第十八号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 犯罪取締等手当

第二条中第十九号を削り、第二十号を第十六号とし、第二十一号及び第二十二号を削り、第二十三号を第十七号とし、第二十四号及び第二十五号を削り、第二十六号を第十八号とし、第二十七号を削り、第二十八号を第十九号とし、第二十九号を第二十九号とする。

第三条中「業務」の下に「で人事委員会の定めるもの」を加える。

第四条中「次の各号に掲げる額」を「同条の業務に従事した日一日につき六百円」

に改め、各号を削る。

第六条中「作業」を「同条各号の作業に従事した日」に、「三百九十円」を「三百円」に改める。

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及び第八条 削除

第九条の前の見出しを「(福祉業務手当)」に改め、同条を次のように改める。

第九条 福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 地域民局等人事委員会の指定する公衆に勤務する職員で人事委員会の定めるものが、福祉に関する業務で人事委員会の定めるものに従事した場合

二 職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十九条の二の二第一項の規定により精神障害者を移送した場合

第十条中「の各号」を削り、同条第一号中「前条」を「前条第一号」に、「一万二千八百円」を「一万八千九百円(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「短時間勤務職員」という。))にあつてはその業務に従事した日一日につき九百円)」に改め、同条第二号中「前条」を「前条第一号」に、「その」を「同条各号の」に、「六百十円」を「六百円」に改める。

第十条の二及び第十条の三を削る。

第十二条の二から第十四条までを削り、第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とする。

第十条の五中「当該職員の給料月額百分の十に相当する額」を「一万八千九百円(短時間勤務職員にあつては、同条の業務に従事した日一日につき九百円)」に改め、同条を第十二条とし、第十条の四を第十一条とする。

第十六条中「前二条」を「前条」に、「任命権者」を「任命権者」に改める。

第十六条の二中「漁ろう手当」を削る。

第十六条の三及び第十六条の四を削る。

第十七条の七第一号中「一万七千三百円」を「六千三百円（短時間勤務職員にあつては、その作業に従事した日一日につき三百円）」に改め、同条第三号中「二百三十円」を「三百円」に改める。

第十七条の八から第十七条の十までを次のように改める。

第十七条の八から第十七条の十まで 削除

第十七条の十二中「三千三百円」を「千六百円」に改める。

第十七条の十三から第十七条の十六までを次のように改める。

(放射線取扱手当)

第十七条の十三 放射線取扱手当は、地域県民局等人事委員会の指定する公署に勤務する診療放射線技師又は診療エックス線技師が、エックス線その他の放射線を人体に照射する作業に従事したとき（人事委員会が定める場合に限る。）に支給する。

第十七条の十四 前条の手当の額は、同条に規定する場合に該当することとなつた月一月につき六千三百円の範囲内で、人事委員会が定める。

(食肉衛生検査手当)

第十七条の十五 食肉衛生検査手当は、食肉衛生検査所に勤務する職員が、獣畜の殺若しくは解体の検査又は食鳥検査の業務に従事したときに支給する。

第十七条の十六 前条の手当の額は、次に掲げる額の範囲内で、人事委員会が定める

一 前条の業務に従事することを常例とする職員については、勤務一月につき一万八千九百円（短時間勤務職員にあつては、その業務に従事した日一日につき九百円）

二 前条の業務に従事することを常例とする職員以外の職員については、その業務に従事した日一日につき九百円

第十七条の十八中「四百三十円」を「三百円」に改める。

第十七条の十九中「農林総合研究センターに勤務し、専ら」を「病害虫防除所に勤

務する職員が、「に」に従事する職員で人事委員会が定めるものが、当該事務」を「で人事委員会の定めるもの」に改める。

第十七条の二十中「勤務一月につき一万五千円」を「同条の事務に従事した日一日につき三百円」に改める。

第十七条の二十二中「一万六千二百円」を「一万二千六百円（短時間勤務職員にあつては、同条の業務に従事した日一日につき六百円）」に改める。

第十七条の二十三から第十七条の二十八までを次のように改める。

第十七条の二十三から第十七条の二十八まで 削除

第十七条の三十中「六百五十円」を「三百円」に改める。

第十七条の三十七の前の見出しを「（犯罪取締等手当）」に改め、同条を次のように改める。

第十七条の三十七 犯罪取締等手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 本庁医療業務課に勤務する職員が、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項に規定する職務で人事委員会の定めるものに従事した場合

- 二 本庁水産振興課に勤務する職員が、漁業関係法規違反の疑いのある船舶について海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検査の業務又はこれらの船舶の追跡の業務に従事した場合

- 三 病畜虫防除所に勤務する職員が、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十三条の規定による立入検査の業務で人事委員会の定めるものに従事した場合
- 第十七条の三十八中「同条」を「同条第一号の職務又は同条第二号若しくは第三号」に、「五百円」を「六百円」に改める。

第十七条の三十九中「若しくは本庁原子力安全対策課」を、「本庁原子力安全対策課若しくは本庁環境再生対策室」に改め、「及び本庁環境政策課」の下に「若しくは本庁環境再生対策室」を加える。

第十七条の四十中「二百三十円」を「三百円」に改める。

第十七条の四十一の前の見出しを「(実習指導手当)」に改め、同条及び第十七条の四十二を次のように改める。

第十七条の四十一 実習指導手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 消防学校に勤務する職員が、消防に関する実習を指導する業務で人事委員会の指導する業務で人事委員会の定めるものに従事した場合
- 二 営農大学校に勤務する職員で人事委員会の定めるものが、農業に関する実習を指導する業務で人事委員会の定めるものに従事した場合

第十七条の四十二 前条の手当の額は、次に掲げる額の範囲内で、人事委員会が定める。

- 一 前条第二号の業務に従事することを常例とする職員については、勤務一月につき六千三百円(短時間勤務職員にあつては、その業務に従事した日一日につき三千三百円)
- 二 前条第二号の業務に従事することを常例とする職員以外の職員については、同

条各号の業務に従事した日一日につき三百円

第十七条の四十三から第十七条の五十四までを削る。

第十七条の五十五中「の各号」を削り、同条に次の二号を加える。

- 四 本庁工業振興課に勤務する職員が、火災類又は高圧ガスによる災害の発生した箇所で行う火災類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)及び高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第百四号)の規定による立入検査の業務で人事委員会の定めるものに従事した場合
- 五 職員が、回転翼航空機に搭乗して行う災害対策、傷病者の緊急搬送その他の業務で人事委員会の定めるものに従事した場合

第十七条の四十四 前条の手当の額は、次に掲げる額の範囲内で、人事委員会が定める。

- 一 前条第一号から第三号までの作業及び同条第四号の業務に従事する職員につい

ては、その作業又は業務に従事した日一日につき六百円（日没時から日出時までの間においてその作業又は業務に従事した場合、九百円）

二 前条第五号の業務に従事する職員については、その業務に従事した時間一時間につき九百円（著しく危険な業務で人事委員会の定めるものに従事したときは、当該業務に従事した時間一時間につき二千四百七十円）

（支給の調整）

第十七条の四十五 職員が、同一の日において特殊勤務手当が支給されることとなる業務等に二以上従事した場合その他人事委員会の定める場合には、人事委員会の定めるところにより、従事した業務等に係る第二条第一号から第四号まで及び第七号から第十八号までの手当のうち一以上の手当を支給しないこととすることができる

第十七条の五十六から第十七条の五十八までを削る。

第十八条第一項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる」に改め、第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 特別支援学校、小学校又は中学校に勤務する教諭等で人事委員会の定めるものが、障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導に従事する場合

第十八条第一項第六号から第九号までを削り、同項第十号中「漁ろう作業」を「実習の指導」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項中「から第三号まで及び第五号から第九号まで」を、「第三号及び第四号」に、「同項第十号」を「同項第五号」に改め、同条第三項中「第一項第四号」を「第一項第二号」に改める。

第十九条第一項第二号から第五号までを次のように改める。

二 警備警護手当

三 犯罪鑑識作業手当

四 交通捜査取締等手当

五 警ら作業手当

第十九条第一項第九号を次のように改める。

九 爆発物等処理作業手当

第十九条第一項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十一号とし、第十五号から第十七号までを三号ずつ繰り上げ、第十八号を削り、第十九号を第十五号とし、第二十号を第十六号とし、第二十一号を削り、第二十二号を第十七号とし、同条第二項中「場合又は」を「場合に、同項第二号の手当は、」に、「若しくは警護の作業（次項において「指定作業」という。）を「又は警護の作業」に、「前項第二号」を「同項第三号」に、「火薬等」を「爆発物若しくはその疑いのある物件の解体その他の作業で人事委員会の定めるもの（次項において「解体作業」という。）、「特殊危険物質（サリン）（メチルホスホノールオトリド酸イソプロピルをいう。以下この項において同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。）若しくはその疑いのある物質の処理作業その他の作業で人事委員会の定めるもの又は火薬等」に、「同項第十号の手当は、爆発物又はその疑いのある物件の解体その他の作業で人事委員会の定めるものに従事する場合に、同項第十一号」を「前項第十号」に、「同項第十二号の手当は、警察学校に勤務する警察職員が術科訓練の指導の業務で人事委員会の定めるものに従事する場合に、同項第十三号の手当は、人事委員会の指定する警察職員が同号に規定する特殊な作業に専従する場合に、同項第十四号」を「同項第十一号」に、「第二号、第四号」を「から第四号まで」に、「第十号に」を「第九号に」に、「同項第十五号」を「同項第十二号」に、「同項第十六号」を「同項第十三号」に、「自然現象又は」を「自然現象若しくは」に、「箇所又は」を「箇所若しくは」に、「通信施設」を「若しくは通信施設」に、「保守又は」を「保守若しくは」に、「人事委員会の認める隠蔽作業」を「認められる作業で人事委員会の定めるもの又は山岳において若しくは危険かつ困難な状況の下で行う遭難者の捜索若しくは救助の作業」に、「同項第十七号」を「同項第十四号」に、「同項第十八号の手当は、特殊危険物質（サリン）（メチルホスホノールオトリド酸イソプロピルをいう。以下この項において同じ。）及びサリン以上の

又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。又はその疑いのある物質の処理作業その他の作業で人事委員会の定めるものに従事する場合に、前項第十九号を「同項第十五号」に、「同項第二十号」を「同項第十六号」に、「同項第二十一号の手当は、山岳において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者の捜索又は救助の作業に従事した場合に、同項第二十二号」を「同項第十七号」に改め、同条第三項の表を次のように改める。

第一号の手当	勤務一日につき 五百六十円
第二号の手当	勤務一日につき 千五百五十円
第三号の手当	勤務一日につき 五百六十円
第四号の手当	勤務一日につき 千二百六十円
第五号の手当	勤務一日につき 四百二十円
第六号の手当	勤務一日につき 二百八十円
第七号の手当	死体一体につき 千六百円（死体解剖補助作業その他の心身に著しい負担を与えるると認められる作業で人事委員会の定めるものに従事する場合は、三千二百円）
第八号の手当	勤務一回につき 七百三十円
第九号の手当	一 解体作業に従事する場合は、作業一回につき五千二百円 二 解体作業以外の作業又は業務に従事する場合は、勤務一日につき四千六百円
第十号の手当	作業一時間につき 千五百円
第十一号の手当	作業一回につき 千二百四十円
第十二号の手当	一 操縦業務又は整備業務に従事する場合は、勤務一月につき 三万円 二 人事委員会の定める業務に従事する場合は、その業務に従事する時間一時間につき六千六百三十円
第十三号の手当	勤務一日につき 千六百八十円

第十四号の手当	勤務一日につき	六百四十円
第十五号の手当	勤務一日につき	千六百四十円
第十六号の手当	勤務一日につき	五百円
第十七号の手当	勤務一日につき	三百円

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

提案理由

放射線取扱授手当等を新設し、農業散布作業手当等を廃止し、県税事務手当等の支給限度額を改め、その他所要の改正を行うため提案するものである。

職員の特殊勤務手当に関する条例

改 正 案	現 行
職員の特殊勤務手当に関する条例	職員の特殊勤務手当に関する条例
第一条 略	第一条 略
(定義)	(定義)
<p>第一条の二 この条例で「学校職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一 県立の高等学校、特別支援学校及び中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手並びに事務職員、技術職員及びその他の職員</p> <p>二 市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び寄宿舎指導員並びに学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第七条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。)及び事務職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の規定によりその給料その他の給与を県が負担するもの</p>	<p>第一条の二 この条例で「学校職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一 県立の高等学校、特別支援学校及び中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手並びに事務職員、技術職員及びその他の職員</p> <p>二 市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び寄宿舎指導員並びに学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。)及び事務職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の規定によりその給料その他の給与を県が負担するもの</p>
三 略	三 略
2 略	2 略
3 略	3 略
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p>
一 略	一 略
二 略	二 略
三 福祉業務手当	三 福祉業務現業手当
四 職業訓練指導員手当	四 精神保健業務手当
	五 職業訓練指導員手当

五 診療手当

六 危険作業手当

七 衛生検査手当

八 夜間看護手当

九 放射線取扱手当

十 食肉衛生検査手当

十一 狂犬病予防等作業手当

十二 病害虫防除手当

十三 家畜診療手当

十四 用地買収交渉等手当

十五 犯則取締等手当

十六 公害等調査手当

十七 実習指導手当

十八 災害応急作業等手当

十九 学校職員の特種勤務手当

二十 警察職員の特種勤務手当

六 診療手当

七 農業散布作業手当

八 種雄牛馬等取扱手当

九 漁ろう手当

十 危険作業手当

十一 潜水作業手当

十二 衛生検査手当

十三 夜間看護手当

十四 狂犬病予防等作業手当

十五 病害虫防除手当

十六 家畜診療手当

十七 放射性物質取扱手当

十八 用地買収交渉等手当

十九 漁業取締手当

二十 公害等調査手当

二十一 火災等災害調査手当

二十二 水中選別作業手当

二十三 実習指導手当

二十四 農業者育成業務手当

二十五 航空手当

二十六 災害応急作業等手当

二十七 冬期滑走路管理手当

二十八 学校職員の特種勤務手当

二十九 警察職員の特種勤務手当

〔県税事務手当〕

第三条 県税事務手当は、本庁税務課又は地域県民局に勤務する職員が県税の賦課及び徴収に関する業務で人事委員会の定めるものに従事したときに支給する。

第四条 前条の手当の額は、同条の業務に従事した日一日につき六百円の範囲内で、人事委員会が定める。

〔感染症等防疫作業手当〕

第五条 略

第六条 前条の手当の額は、同条各号の作業に従事した日一日につき三百円の範囲内で、人事委員会が定める。

第七条及び第八条 削除

〔福祉業務手当〕

第九条 福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 地域県民局等人事委員会の指定する公署に勤務する職員で人事委員会の定めるものが、福祉に関する業務で人事委員会の定めるものに従

〔県税事務手当〕

第三条 県税事務手当は、本庁税務課又は地域県民局に勤務する職員が県税の賦課及び徴収に関する業務に従事したときに支給する。

第四条 前条の手当の額は、次の各号に掲げる額の範囲内で、人事委員会が定める。

一 前条の業務に従事することを常例とする職員については、勤務一月につき一万八千五百円(その月において犯則取締りに関する業務に従事した日がある場合にあつては、その業務に従事した日一日につき五百五十円の範囲内で人事委員会が定める額を加算した額)

二 前条の業務に従事することを常例とする職員以外の職員については、その業務に従事した日一日につき七百円(その日において犯則取締りに関する業務に従事した場合にあつては、五百五十円の範囲内で人事委員会が定める額を加算した額)

〔感染症等防疫作業手当〕

第五条 略

第六条 前条の手当の額は、作業一日につき二百九十円の範囲内で、人事委員会が定める。

第七条 第五条の規定は、第十七条の七第一号及び第十七条の二十一に規定する職員には適用しない。

第八条 削除

〔福祉業務現業手当〕

第九条 福祉業務現業手当は、地域県民局、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所又は障害者相談センターに勤務する次に掲げる職員が福祉に関する業務に従事したときに支給する。

一 現業を行う所員及び指導監督を行う所員並びに人事委員会が定めるこれらに準ずる者

事した場合

二 職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十九条の二の二第一項の規定により精神障害者を移送した場合

第十条 前条の手当の額は、次に掲げる額の範囲内で、人事委員会が定める。

一 前条第一号の業務に従事することを常例とする職員については、勤務一月につき一万八千九百円(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「短時間勤務職員」という。))にあつては、業務に従事した日一日につき九百円)

二 前条第一号の業務に従事することを常例とする職員以外の職員については、同条各号の業務に従事した日一日につき六百円

二 身体障害者福祉司

三
四
五 } 略

第十条 前条の手当の額は、次の各号に掲げる額の範囲内で、人事委員会が定める。

一 前条の業務に従事することを常例とする職員については、勤務一月につき一万二千八百円

二 前条の業務に従事することを常例とする職員以外の職員については、その業務に従事した日一日につき六百円

(精神保健業務手当)

第十条の二 精神保健業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)以下この条において「法」という。第二十七条第三項の規定に基づき精神保健指定医の診察に立ち会ったとき。

二 職員が法第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定に基づき入院させる精神障害者を護送したとき。

三 職員が法第三十八条の六第一項の規定に基づき入院中の者に質問したとき。

(職業訓練指導員手当)

第十一条 略

第十二条 前条の手当の額は、勤務一月につき一万八千九百円(短時間勤務職員にあつては、同条の業務に従事した日一日につき九百円)の範囲内で、人事委員会が定める。

(診療手当)

第十三条 診療手当は、病院等において医師又は歯科医師として医療に従事する職員に支給する。

第十四条 前条の手当の額は、予算の範囲内で、任命権者が定める。

第十二条の二から第十四条まで 削除

第十条の三 前条の手当の額は、同条各号に規定する業務に従事した日一日につき二百九十円を超えない範囲内で、人事委員会が定める。

(職業訓練指導員手当)

第十条の四 略

第十条の五 前条の手当の額は、勤務一月につき当該職員の給料月額額の百分の十に相当する額の範囲内で、人事委員会が定める。

(診療手当)

第十一条 診療手当は、病院等において医師又は歯科医師として医療に従事する職員に支給する。

第十二条 前条の手当の額は、予算の範囲内で、任命権者が定める。

(農業散布作業手当)

第十二条の二 農業散布作業手当は、農林総合研究センター等人事委員会の指定する公署に勤務する職員が、農作物等の病害虫駆除のため、農業を散布する作業で人事委員会の定めるものに従事したときに支給する。

第十二条の三 前条の手当の額は、同条の作業に従事した日一日につき二百九十円の範囲内で、人事委員会が定める。

第十二条の四 第十二条の二の規定は、第十七条の十九及び第十七条の二十一に規定する職員には適用しない。

(種雄牛馬等取扱手当)

第十二条の五 種雄牛馬等取扱手当は、農林総合研究センター等人事委員会の定める公署に勤務する職員が、種雄牛馬又は人事委員会の定める体重の種雄豚(以下「種雄牛馬等」という。)の自然交配若しくは精液の採取のため又はこれらの作業の準備のために種雄牛馬等を御する作業に従

事したときを支給する。

第十二条の六 前条の手当の額は、同条の作業に従事した日一日につき二百三十円の範囲内で、人事委員会が定める。

第十三条 削除

(漁ろう手当)

第十四条 漁ろう手当は、職員が、船舶による漁ろう作業に従事したとき
に支給する。

(危険作業手当)

第十五条 略

第十六条 前二条の手当の額は、予算の範囲内で任命権者が定める。

第十六条の二 診療手当、漁ろう手当及び危険作業手当の支給に關し必要な事項は、任命権者が定める。

(潜水作業手当)

第十六条の三 潜水作業手当は、本庁漁港漁場整備課、地域県民局又は水産総合研究センターに勤務する職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したときに支給する。

第十六条の四 前条の手当の額は、同条の作業に従事した時間一時間につき千五百円の範囲内で人事委員会が定める。

第十七条から第十七条の五まで 削除

(衛生検査手当)

第十七条の六 略

第十七条の七 前条の手当の額は、次に掲げる額の範囲内で、人事委員会
が定める。

(危険作業手当)

第十五条 略

第十六条 前条の手当の額は、予算の範囲内で、任命権者が定める。

第十六条の二 診療手当及び危険作業手当の支給に關し必要な事項は、任命権者が定める。

第十七条から第十七条の五まで 削除

(衛生検査手当)

第十七条の六 略

第十七条の七 前条の手当の額は、次に掲げる額の範囲内で、人事委員会
が定める。

- 一 前条の作業に従事することを常例とする職員については、勤務一月につき六千三百円（短時間勤務職員にあつては、その業務に従事した日一日につき三百円）
- 二 前条の作業に従事することを常例とする職員以外の職員については、その作業に従事した日一日につき三百円

第十七条の八から第十七条の十まで 削除

（夜間看護手当）

第十七条の十一 略

第十七条の十二 前条の手当の額は、その勤務一回につき千六百円の範囲内で、人事委員会が定める。

（放射線取扱手当）

第十七条の十三 放射線取扱手当は、地域県民局等人事委員会の指定する公署に勤務する診療放射線技師又は診療エックス線技師が、エックス線その他の放射線を人体に照射する作業に従事したとき（人事委員会が定める場合に限る。）に支給する。

第十七条の十四 前条の手当の額は、同条に規定する場合に該当することとなつた月一月につき六千三百円の範囲内で、人事委員会が定める。

（食肉衛生検査手当）

第十七条の十五 食肉衛生検査手当は、食肉衛生検査所に勤務する職員が、獣畜のと殺若しくは解体の検査又は食鳥検査の業務に従事したときに

- 一 前条の作業に従事することを常例とする職員については、勤務一月につき一万七千三百円
- 二 前条の作業に従事することを常例とする職員以外の職員については、その作業に従事した日一日につき二百三十円

第十七条の八 前条第二号に規定する職員が同一の日において第十七条の六の作業及び第五条各号に規定する作業に従事した場合には、その日については衛生検査手当を支給しない。

第十七条の九及び第十七条の十削除

（夜間看護手当）

第十七条の十一 略

第十七条の十二 前条の手当の額は、その勤務一回につき三千三百円の範囲内で、人事委員会が定める。

第十七条の十三から第十七条の十六まで 削除

支給する。

第十七条の十六 前条の手当の額は、次に掲げる額の範囲内で、人事委員会が定める。

一 前条の業務に従事することを常例とする職員については、勤務一月につき一万八千九百円（短時間勤務職員にあつては、その業務に従事した日一日につき九百円）

二 前条の業務に従事することを常例とする職員以外の職員については、その業務に従事した日一日につき九百円

（狂犬病予防等作業手当）

第十七条の十七 略

第十七条の十八 前条の手当の額は、同条の作業に従事した日一日につき三百円の範囲内で、人事委員会が定める。

（病害虫防除手当）

第十七条の十九 病害虫防除手当は、病害虫防除所に勤務する職員が、植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第三十二条第四項に規定する事務で人事委員会の定めるものに従事したときに支給する。

第十七条の二十 前条の手当の額は、同条の事務に従事した日一日につき三百円の範囲内で、人事委員会が定める。

（家畜診療手当）

第十七条の二十一 略

第十七条の二十二 前条の手当の額は、勤務一月につき一万二千六百円（短時間勤務職員にあつては、同条の業務に従事した日一日につき六百円）の範囲内で、人事委員会が定める。

（狂犬病予防等作業手当）

第十七条の十七 略

第十七条の十八 前条の手当の額は、同条の作業に従事した日一日につき四百三十円の範囲内で、人事委員会が定める。

（病害虫防除手当）

第十七条の十九 病害虫防除手当は、農林総合研究センターに勤務し、専ら植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第三十二条第四項に規定する事務に従事する職員で人事委員会が定めるものが、当該事務に従事したときに支給する。

第十七条の二十 前条の手当の額は、勤務一月につき一万五千円の範囲内で、人事委員会が定める。

（家畜診療手当）

第十七条の二十一 略

第十七条の二十二 前条の手当の額は、勤務一月につき一万六千二百円の範囲内で、人事委員会が定める。

第十七条の二十三から第十七条の二十八まで 削除

第十七条の二十三及び第十七条の二十四 削除

(放射性物質取扱手当)

第十七条の二十五 放射性物質取扱手当は、工業総合研究センター等人事委員会の指定する公署に勤務する職員が、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)第一条第一号に規定する管理区域内において、放射性物質の取扱いその他の業務で人事委員会の定めるものに従事したときに支給する。

第十七条の二十六 前条の手当の額は、同条の業務に従事した日一日につき二百三十円の範囲内で、人事委員会が定める。

第十七条の二十七及び第十七条の二十八 削除

(用地買収交渉等手当)

第十七条の二十九 略

(用地買収交渉等手当)
第十七条の二十九 略

第十七条の三十 前条の手当の額は、同条の業務に従事した日一日につき三百円の範囲内で、人事委員会が定める。

第十七条の三十 前条の手当の額は、同条の業務に従事した日一日につき六百五十円の範囲内で、人事委員会が定める。

第十七条の三十一から第十七条の三十六まで 削除

第十七条の三十一から第十七条の三十六まで 削除

(犯罪取締等手当)

第十七条の三十七 犯罪取締等手当は、次の掲げる場合に支給する。

一 本庁医療業務課に勤務する職員が、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十四条第五項に規定する職務で人事委員会の定めるものに従事した場合

二 本庁水産振興課に勤務する職員が、漁業関係法規違反の疑いのある船舶について海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑

第十七条の三十七 漁業取締等手当は、本庁水産振興課に勤務する職員が、漁業関係法規違反の疑いのある船舶について海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検査の業務又はこれらの船舶の追跡の業務に従事したときに支給する。

者の検査の業務又はこれらの船舶の追跡の業務に従事した場合

三 病害虫防除所に勤務する職員が、農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十三条の規定による立入検査の業務で人事委員会の定めるものに従事した場合

第十七条の三十八 前条の手当の額は、同条第一号の職務又は同条第二号若しくは第三号の業務に従事した日一日につき六百円の範囲内で、人事委員会が定める。

（公害等調査手当）

第十七条の三十九 公害等調査手当は、本庁環境政策課、本庁原子力安全対策課若しくは本庁環境再生対策室に勤務する職員又は地域県民局、環境保健センター若しくは原子力センターに勤務する職員で人事委員会の定めるものが、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）その他の公害の防止に関する法令の規定による立入検査等又は測定の業務で人事委員会の定めるものに従事したとき、及び本庁環境政策課若しくは本庁環境再生対策室に勤務する職員又は地域県民局に勤務する職員で人事委員会の定めるものが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十九条の規定による立入検査の業務で人事委員会の定めるものに従事したときに支給する。

第十七条の四十 前条の手当の額は、同条の業務に従事した日一日につき三百円の範囲内で、人事委員会が定める。

（実習指導手当）

第十七条の四十一 実習指導手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 消防学校に勤務する職員が、消防に関する実習を指導する業務で人事委員会の定めるものに従事した場合
- 二 専修大学に勤務する職員で人事委員会の定めるものが、農業に関

第十七条の三十八 前条の手当の額は、同条の業務に従事した日一日につき五百円の範囲内で、人事委員会が定める。

（公害等調査手当）

第十七条の三十九 公害等調査手当は、本庁環境政策課若しくは本庁原子力安全対策課に勤務する職員又は地域県民局、環境保健センター若しくは原子力センターに勤務する職員で人事委員会の定めるものが、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）その他の公害の防止に関する法令の規定による立入検査等又は測定の業務で人事委員会の定めるものに従事したとき、及び本庁環境政策課に勤務する職員又は地域県民局に勤務する職員で人事委員会の定めるものが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十九条の規定による立入検査の業務で人事委員会の定めるものに従事したときに支給する。

第十七条の四十 前条の手当の額は、同条の業務に従事した日一日につき二百三十円の範囲内で、人事委員会が定める。

（火災等災害調査手当）

第十七条の四十一 火災等災害調査手当は、本庁工業振興課に勤務する職員が、火災類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）及び高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づく立入検査の業務で人事委員会の定めるものに従事したときに支給する。

する実習を指導する業務で人事委員会の定めるものに従事した場合

第十七条の四十二 前条の手当の額は、次に掲げる額の範囲内で、人事委員会が定める。

一 前条第二号の業務に従事することを常例とする職員については、勤務一月につき六千三百円（短時間勤務職員にあつては、その業務に従事した日一日につき三百円）

二 前条第二号の業務に従事することを常例とする職員以外の職員については、同条各号の業務に従事した日一日につき三百円

第十七条の四十二 前条の手当の額は、同条の業務に従事した日一日につき七百五十円の範囲内で、人事委員会が定める。

（水中選別作業手当）

第十七条の四十三 水中選別作業手当は、水産総合研究センター等人事委員会の指定する公署に勤務する職員が、十月から翌年の二月までの期間内において、採卵に連する親魚を選別するため水中で行う作業で人事委員会の定めるものに従事したときに支給する。

第十七条の四十四 前条の手当の額は、同条の作業に従事した日一日につき二百七十円の範囲内で、人事委員会が定める。

（実習指導手当）

第十七条の四十五 実習指導手当は、消防学校に勤務する職員が、ポンプ操法に係る実習を指導する業務その他の業務で人事委員会の定めるものに従事したときに支給する。

第十七条の四十六 前条の手当の額は、同条の業務に従事した日一日につき七百二十円の範囲内で、人事委員会が定める。

第十七条の四十七及び第十七条の四十八 削除

(農業者育成業務手当)

第十七条の四十九 農業者育成業務手当は、営農大学校に勤務する職員で人事委員会の定めるものが、農業に関する実習を指導する業務その他の業務で人事委員会の定めるものに従事したときに支給する。

第十七条の五十 前条の手当の額は、次に掲げる額の範囲内で、人事委員会が定める。

- 一 前条の業務に従事することを常例とする職員については、勤務一月につき一万五千円
- 二 前条の業務に従事することを常例とする職員以外の職員については、その業務に従事した日一日につき七百二十円

第十七条の五十一及び第十七条の五十二 削除

(航空手当)

第十七条の五十三 航空手当は、職員が、回転翼航空機に搭乗して行う業務で人事委員会の定めるものに従事したときに支給する。

第十七条の五十四 前条の手当の額は、同条の業務に従事した時間一時間につき千九百円(著しく危険な業務で人事委員会の定めるものに従事したときは、当該業務に従事した時間一時間につき二千四百七十円)の範囲内で、人事委員会が定める。

(災害応急作業等手当)

第十七条の五十五 災害応急作業等手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- 一
 - 二
 - 三
- 略

(災害応急作業等手当)

第十七条の四十三 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一
 - 二
 - 三
- 略

四 本庁工業振興課に勤務する職員が、火薬類又は高圧ガスによる災害の発生した箇所で行う火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）及び高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定による立入検査の業務で人事委員会の定めるものに従事した場合

五 職員が、回転翼航空機に搭乗して行う災害対策、傷病者の緊急搬送その他の業務で人事委員会の定めるものに従事した場合

第十七条の四十四 前条の手当の額は、次に掲げる額の範囲内で、人事委員会が定める。

- 一 前条第一号から第三号までの作業及び同条第四号の業務に従事する職員については、その作業又は業務に従事した日一日につき六百円（日没時から日出時までの間においてその作業又は業務に従事した場合は、九百円）
- 二 前条第五号の業務に従事する職員については、その業務に従事した時間一時間につき千九百円（著しく危険な業務で人事委員会の定めるものに従事したときは、当該業務に従事した時間一時間につき二千四百七十円）

（支給の調整）

第十七条の四十五 職員が、同一の日において特殊勤務手当が支給されることとなる業務等に二以上従事した場合その他人事委員会の定める場合には、人事委員会の定めるところにより、従事した業務等に係る第二号第一号から第四号まで及び第七号から第十八号までの手当のうち一以上の手当を支給しないこととすることができる。

第十七条の五十六 前条の手当の額は、同条各号に規定する作業に従事した日一日につき九百十円（日没時から日出時までの間において当該作業に従事した場合は、千三百六十五円）の範囲内で、人事委員会が定める。

(学校職員の特殊勤務手当)

第十八条 学校職員の特殊勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 学校職員のうち、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、寄宿舎指導員又は実習助手でその属する職務の級が職員の給与に関する条例別表第四教育職給料表の一級又は二級であるものが次に掲げる業務(心身に著しい負担を与えると認められる程度の業務で人事委員会が定めるものに限る。)に従事した場合

ア
エ

略

- 二 小学校又は中学校の二以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員のうち人事委員会の定めるものが当該学級における授業又は指導に従事する場合

- 三 教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる教務主任、学年主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事した場合

- 四 特別支援学校、小学校又は中学校に勤務する教諭等で人事委員会の

(冬期滑走路管理手当)

第十七条の五十七 冬期滑走路管理手当は、空港管理事務所勤務する職員が、十一月から翌年の四月までの期間内において、滑走路の摩擦係数を測定する作業に従事したときに支給する。

第十七条の五十八 前条の手当の額は、同条の作業に従事した日一日につき二百三十円の範囲内で、人事委員会が定める。

(学校職員の特殊勤務手当)

第十八条 学校職員の特殊勤務手当は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

- 一 学校職員のうち、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、寄宿舎指導員又は実習助手でその属する職務の級が職員の給与に関する条例別表第四教育職給料表の一級又は二級であるものが次に掲げる業務(心身に著しい負担を与えると認められる程度の業務で人事委員会が定めるものに限る。)に従事した場合

ア
エ

略

- 二 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十七条の規定による教育に関する他の職に従事する場合

- 三 農業又は水産に関する学科を置く県立の高等学校の教頭、教諭等で人事委員会の定める者が、生徒とともに宿泊して、当該高等学校の実習施設において、農業又は水産に関する学科に係る実習の指導に従事した場合

- 四 小学校又は中学校の二以上の学年の児童又は生徒で編制されている

定めるものが、障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導に従事する場合

五 船舶による実習の指導に従事する場合

- 2 前項第一号、第二号及び第四号の勤務に対する特殊勤務手当の額は、人事委員会の定めるものとし、同項第五号の勤務に対する特殊勤務手当の額は、予算の範囲内で、任命権者が定める。
- 3 第一項第二号の特殊勤務手当は、多学年学級担当手当とし、その額は、授業又は指導に従事した日一日につき三百五十円の範囲内で人事委員会が定める額とする。

(警察職員の特殊勤務手当)

第十九条 警察職員の特殊勤務手当は、次のとおりとする。

- 一 略
- 二 警衛警護手当
- 三 犯罪鑑識作業手当
- 四 交通捜査取締等手当

学級を担当する職員のうち人事委員会の定めるものが当該学級における授業又は指導に従事する場合

五 教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる教務主任、学年主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事した場合

六 農業に関する学科を置く県立の高等学校の教頭、教諭等で人事委員会で定める者が、農作物等の病害虫駆除のため、農薬を散布する作業で人事委員会の定めるものに従事した場合

七 定時制通信教育手当を受けべき者以外の者が、本務として夜間における定時制の課程の勤務に従事する場合

八 本務のほか、高等学校における通信教育の添削事務を担当する場合

九 県立学校に付設する宿舍等の合監として勤務する場合

十 船舶による漁ろう作業に従事する場合

- 2 前項第一号から第三号まで及び第五号から第九号までの勤務に対する特殊勤務手当の額は、人事委員会の定めるものとし、同項第十号の勤務に対する特殊勤務手当の額は、予算の範囲内で、任命権者が定める。
- 3 第一項第四号の特殊勤務手当は、多学年学級担当手当とし、その額は、授業又は指導に従事した日一日につき三百五十円の範囲内で人事委員会が定める額とする。

(警察職員の特殊勤務手当)

第十九条 警察職員の特殊勤務手当は、次のとおりとする。

- 一 略
- 二 鑑識を利用する犯罪作業手当
- 三 交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業手当
- 四 交通取締り及び交通事故調査作業手当

五 警ら作業手当

六 略

八 略

九 爆発物等処理作業手当

十 潜水作業手当

十一 緊急作業手当

十二 航空手当

十三 災害応急警備等手当

十四 核物質輸送警備手当

十五 銃器犯罪捜査手当

十六 海上警備手当

十七 用地買収交渉等手当

2 前項第一号の手当は、同号に規定する特殊な作業に専従する場合に、同項第二号の手当は、同号に規定する特殊な作業のうち人事委員会が指定する警衛又は警護の作業若しくは警護の作業に従事する場合に、同項第三号から第五号までの手当は、当該各号に規定する特殊な作業に専従する場合に、同項第六号の手当は、被疑者及び被告人等の看守又は護送の作業に従事する場合に、同項第七号の手当は、同号に規定する特殊な作業に従事する場合に、同項第八号の手当は、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる人事委員会が指定する特殊な業務に従事する場合に、同項第九号の手当は、爆発物若しくはその疑いのある物件の解体その他の作業で人事委員会の定めるもの（次項におい

五 外勤警ら作業手当

六 略

八 略

九 火薬等取締業務手当

十 爆発物処理作業手当

十一 潜水作業手当

十二 実習指導手当

十三 通信指令作業手当

十四 緊急作業手当

十五 航空手当

十六 災害応急警備等手当

十七 核物質輸送警備手当

十八 特殊危険物処理作業等手当

十九 銃器犯罪捜査手当

二十 海上警備手当

二十一 山岳遭難救助作業手当

二十二 用地買収交渉等手当

2 前項第一号の手当は、同号に規定する特殊な作業に専従する場合又は同号に規定する特殊な作業のうち人事委員会が指定する警衛若しくは警護の作業（次項において「指定作業」という。）に従事する場合に、前項第二号から第五号までの手当は、当該各号に規定する特殊な作業に専従する場合に、同項第六号の手当は、被疑者及び被告人等の看守又は護送の作業に従事する場合に、同項第七号の手当は、同号に規定する特殊な作業に従事する場合に、同項第八号の手当は、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる人事委員会が指定する特殊な業務に従事する場合に、同項第九号の手当は、火薬等の取締業務で人事委員会の定めるものに従事する場合に、同項第十号の手当は、爆発物又

て「解体作業」という。)、特殊危険物質(サリン(メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この項において同じ。))及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。若しくはその疑いのある物質の処理作業その他の作業で人事委員会の定めるもの又は火薬等の取締業務で人事委員会の定めるものに従事する場合に、前項第十号の手当は、潜水器具を着用して潜水作業に従事する場合に、同項第十一号の手当は、人事委員会の指定する警察職員が正規の勤務時間外において勤務の時間帯その他に關し人事委員会が定める特別な事情の下で同項第一号から第四号まで、第六号又は第九号に規定する特殊な作業に従事する場合に、同項第十二号の手当は、回転翼航空機に搭乗し、回転翼航空機の操縦業務、整備業務その他人事委員会の定める業務に従事する場合に、同項第十三号の手当は、豪雨等異常な自然現象若しくは大規模な火事等により重大な災害が発生した箇所若しくはその周辺において行う災害警備、遭難救助若しくは通信施設の臨時設置、運用若しくは保守若しくは心身に著しい負担を与えたと認められる作業で人事委員会の定めるもの又は山岳において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者の捜索若しくは救助の作業に従事する場合に、同項第十四号の手当は、人事委員会の定める核物質を輸送する車両に追従し、又は当該車両を先導して行う警備作業に従事する場合に、同項第十五号の手当は、銃器又はその疑いのある物を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の業務その他人事委員会が定める業務に従事する場合に、同項第十六号の手当は、人事委員会の指定する警察職員が、犯罪の予防、捜査、海上警備等のために警察用船舶に乗船して行う業務で人事委員会の定めるものに従事する場合に、同項第十七号の手当は、人事委員会の指定する警察職員が用地買収に係る交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉(用地買収に係る交渉に該当するものを除く。)(の業務(圖、)に從事した場合に支給する。

はその疑いのある物件の解体その他の作業で人事委員会の定めるものに従事する場合に、同項第十一号の手当は、潜水器具を着用して潜水作業に従事する場合に、同項第十二号の手当は、警察学校に勤務する警察職員が術科訓練の指導の業務で人事委員会の定めるものに従事する場合に、同項第十三号の手当は、人事委員会の指定する警察職員が同号に規定する特殊な作業に従事する場合に、同項第十四号の手当は、人事委員会の指定する警察職員が正規の勤務時間外において勤務の時間帯その他に關し人事委員会が定める特別な事情の下で同項第一号、第二号、第四号、第六号又は第十号に規定する特殊な作業に従事する場合に、同項第十五号の手当は、回転翼航空機に搭乗し、回転翼航空機の操縦業務、整備業務その他人事委員会の定める業務に従事する場合に、同項第十六号の手当は、豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は心身に著しい負担を与えたと人事委員会の定める艦載作業に従事する場合に、同項第十七号の手当は、人事委員会の定める核物質を輸送する車両に追従し、又は当該車両を先導して行う警備作業に従事する場合に、同項第十八号の手当は、特殊危険物質(サリン(メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この項において同じ。))及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。)(又はその疑いのある物質の処理作業その他の作業で人事委員会の定めるものに従事する場合に、前項第十九号の手当は、銃器又はその疑いのある物を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の業務その他人事委員会が定める業務に従事する場合に、同項第二十号の手当は、人事委員会の指定する警察職員が、犯罪の予防、捜査、海上警備等のために警察用船舶に乗船して行う業務で人事委員会の定めるものに従事する場合に、同項第二十一号の手当は、山岳において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者の捜索又は救助の作業に従事した場合に、同項第二十二号の手当は、人事委員会の指定する警察職員が用地買収に係る交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉(用

3 第一項の手当の額は、次の表の上欄に掲げる手当の区分に応じ当該下欄に掲げる額の範囲内で、人事委員会が定める。

第一号の手当	勤務一日につき 五百六十円
第二号の手当	勤務一日につき 千百五十円
第三号の手当	勤務一日につき 五百六十円
第四号の手当	勤務一日につき 千二百六十円
第五号の手当	勤務一日につき 四百二十円
第六号の手当	勤務一日につき 二百八十円
第七号の手当	死休一体につき 千六百円(死休解制補助作業その他の心身に著しい負担を与えると認められる作業で人事委員会の定めるものに従事する場合は、三千二百円)
第八号の手当	勤務一回につき 七百三十円
第九号の手当	一 解体作業に従事する場合は、作業一回につき五千二百円 二 解体作業以外の作業又は業務に従事する場合は、勤務一日につき四千六百円
第十号の手当	作業一時間につき 千五百円
第十一号の手当	作業一回につき 千二百四十円
第十二号の手当	一 検閲業務又は整理業務に従事する場合は、勤務一月につき三万円 二 人事委員会の定める業務に従事する場合は、その額

3 第一項の手当の額は、次の表の上欄に掲げる手当の区分に応じ当該下欄に掲げる額の範囲内で、人事委員会が定める。
地買収に係る交渉に該当するものを除く。(この業務(国、地方公共団体その他の人事委員会の定めるものとの交渉の業務を除く。)に従事した場合に支給する。

第一号の手当	勤務一月につき 一万千七百円(指定作業に従事する場合)
第二号の手当	勤務一月につき 一万千七百円
第三号の手当	勤務一月につき 一万千七百円
第四号の手当	勤務一月につき 一万千三百円
第五号の手当	勤務一月につき 七千五百円
第六号の手当	勤務一日につき 二百四十円
第七号の手当	死休一体につき 千五百円(死休解制補助作業その他の心身に著しい負担を与えると認められる作業で人事委員会の定めるものに従事する場合は、二千五百円)
第八号の手当	勤務一回につき 七百八十円
第九号の手当	勤務一日につき 七百五十円
第十号の手当	作業一回につき 四千六百円
第十一号の手当	作業一時間につき 千五百円
第十二号の手当	勤務一日につき 四百三十円
第十三号の手当	勤務一月につき 二千四百円
第十四号の手当	作業一回につき 千二百四十円
第十五号の手当	勤務一時間につき 五千五百円(著しく危険な業務で人事委員会の定めるものに従事する場合は、当該業務に従事する時間一時間につき六千六百三十円)

第十三号の手当	勤務一日につき 千六百八十円	前に従事する時間一時間につき六千六百三十円
第十四号の手当	勤務一日につき 六百四十円	
第十五号の手当	勤務一日につき 千六百四十円	
第十六号の手当	勤務一日につき 五百円	
第十七号の手当	勤務一日につき 三百円	

第二十条 略

附則

この条例は、公布の日から施行する。

第十六号の手当	勤務一日につき 千六百八十円	前に従事する時間一時間につき六千六百三十円
第十七号の手当	勤務一日につき 六百四十円	
第十八号の手当	勤務一日につき 四千六百円	
第十九号の手当	勤務一日につき 千六百四十円	
第二十号の手当	勤務一日につき 五百円	
第二十一号の手当	勤務一日につき 八百四十円	
第二十二号の手当	勤務一日につき 六百五十円	

第二十条 略

附則

1) この条例は、公布の日から施行する。

2) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三月青森県条例第九号)附則第九項から第十一項までの規定による給料を支給される職員に関する第十條の五の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三月青森県条例第九号)附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」とする。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十一年二月二十日提出

青森県知事 三村 申 啓

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号）の一部

を次のように改正する。

附則第三十七項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」

に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

提案理由

定年前早期退職者に対して支給する退職手当についてその算定の基礎となる給料月

額の加算措置の特例の適用期間を延長するため提案するものである。

○ 職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>37 平成十七年一月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において、二十年以上勤続して退職した者(その者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)であつて、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から二十年を減じた年齢以上であるもの(その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から四年を減じた年齢以上であるものを除く。)に対する第四条第一項、第五条第一項、第五条の二第一項、第六条及び第六条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>37 平成十七年一月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において、二十年以上勤続して退職した者(その者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)であつて、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から二十年を減じた年齢以上であるもの(その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から四年を減じた年齢以上であるものを除く。)に対する第四条第一項、第五条第一項、第五条の二第一項、第六条及び第六条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

議案第一号

公立幼稚園の廃止の認可について

中泊町教育委員会より認可の申請のあった公立幼稚園の廃止については、次のとおり認可する。

名 称	位 置	廃止の時期
中泊町立小泊幼稚園	北津軽郡中泊町大字小泊字砂山一〇七八番地一	平成二十一年三月三十一日

議案第二号

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則案

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則（昭和三十六年八月青森県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。
様式第九号中

年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

を

職氏名

印

職年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

以給める。

附 則

青森県立 学校長 氏 名

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

提案理由

学校における事務処理の効率化の観点から、休暇報告書の様式を改正し、公印の押印を省略することができるようにするため提案するものである。

様式第9号

改正後

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

青森県教育委員会教育長 殿

青森県立 _____ 学校長氏 名

休 暇 報 告 書

下記のとおり職員の休暇について報告いたします。

記

学 校 名	職 名		性 別	男 ・ 女
	氏 名	年 齢		
休暇を受けた 職 員				
休暇の種類				
休暇の期間	年 _____ 月 _____ 年 _____ 月 _____	日から	日まで	
事 由				
備 考				

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

様式第9号

改正前

年 _____ 月 _____ 日

青森県教育委員会教育長 殿

職氏名 _____ 印

休 暇 報 告 書

下記のとおり職員の休暇について報告いたします。

記

学 校 名	職 名		性 別	男 ・ 女
	氏 名	年 齢		
休暇を受けた 職 員				
休暇の種類				
休暇の期間	年 _____ 月 _____ 年 _____ 月 _____	日から	日まで	
事 由				
備 考				

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

議案第三号

青森県立学校学則の一部を改正する規則案

青森県立学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森県立名久井農業高等学校の項中

園芸科学科	生活科学科
-------	-------

を

園芸科学科

に改め、同表青

森県立青森工業高等学校の項中

建築科	インテリア科
-----	--------

を

建築科

に改め、同表青森県立八戸

工業高等学校の項中

情報技術科	工業化学科
-------	-------

を

情報技術科

に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 青森県立名久井農業高等学校の生活科学科、青森県立青森工業高等学校のインテリア科及び青森県立八戸工業高等学校の工業化学科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、施行日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

提案理由

青森県立名久井農業高等学校、青森県立青森工業高等学校及び青森県立八戸工業高等学校の学科の廃止に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

新条文

別表第一

(略)	青森県立青森工業高等学校		青森市篠田三丁目		全日制の課程		機械科 電子機 電気科 電子科	定時制の課程	三年	三年	修業年限	名 称 位 置 課 程 学 科	(略)	青森県立名久井農業高等学校	三戸郡南部町大字下名久井	全日制の課程	生物生産科 園芸科	三年
	機械科	電子機	電気科	電子科	園芸科	生物生産科												
	情報技	建築科	工業技	園芸科	生物生産科	園芸科	生物生産科	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年
	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年

傍線部は改正部分

旧条文

別表第一

(略)	青森県立青森工業高等学校		青森市篠田三丁目		全日制の課程		機械科 電子機 電気科 電子科	定時制の課程	三年	三年	修業年限	名 称 位 置 課 程 学 科	(略)	青森県立名久井農業高等学校	三戸郡南部町大字下名久井	全日制の課程	生物生産科 園芸科	三年
	機械科	電子機	電気科	電子科	園芸科	生物生産科												
	情報技	建築科	工業技	園芸科	生物生産科	園芸科	生物生産科	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年
	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年	以三年

(略)	青森県立八戸工業高等学校							
	目 八戸市江陽一丁							
	定時制の課程	全日制の課程						
	術工業技	術材料技	土木科	術情報技	電子科	電気科	械電子機	機械科
	以三年 上	三年						

(略)	青森県立八戸工業高等学校								
	目 八戸市江陽一丁								
	定時制の課程	全日制の課程							
	術工業技	術材料技	土木科	学工業化	術情報技	電子科	電気科	械電子機	機械科
	以三年 上	三年							

〔その他〕

職 員 の 懲 戒 処 分 の 状 況
平成21年3月（2月1日～2月28日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 中南地域の特別支援学校 教諭（33歳、男性）
②事件の概要等 人身事故（治療期間が30日未満）
・平成20年11月3日（月）午後2時頃
・つがる市内の県道
・自動車を運転中、前方が渋滞していたため減速して走行していたが、前方の車が停止したことに気づくのが遅れ、追突したものの。
・事故の相手方（女性1名、幼児1名 約1週間の加療）
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成21年2月24日
⑤その他 平成20年9月16日に人身軽傷事故を起こしていることから、量定を加重。